

商標権者の登録(ブランドバスケット=BOB)に関するガイドライン及び仕組み

本書について

1. 本書は、国内取引・協同組合・消費者省による登録商標侵害の取調べを促進させるため、商標権者の登録(ブランドバスケット=BOB)の目的と実施の仕組みを概説するために作成されたものである。

目的

2. BOB の目的は以下の通りである。
 - 2.1 商標権者またはその代理人の詳細に関するデータベースを作成すること。
 - 2.2 BOB に登録された登録商標の商標権侵害に対して主体的措置を講じること。
 - 2.3 商標権侵害事件の解決を迅速化すること。

BOB の利点

3. BOB 登録には次のような利点がある。
 - 3.1 押収品の確認および確認報告書の提出が速やかに行われるようになるため、商標権侵害事件の解決の迅速化が図られる。
 - 3.2 全国の国内取引・協同組合・消費者省の支局で一斉に監視・取締りを行うことができるようになる。
 - 3.3 商標権侵害に対する取締りが、BOB への登録に基づき、登録商標の商標権または商標権者の代理を証明する書類を再提出する必要なしに、主体的に実施できるようになる。
 - 3.4 商標権侵害の際に参照として用いることのできる、商標権者またはその代理人に関する情報のデータベースが確立される。

実施の仕組み

4. BOB 登録に際し提出する書類

登録商標の商標権者は、BOB データベースへの登録に際して以下の書類を提出する必要がある（関連する書類を選択）。

- (i) 登録商標
- (ii) 取引表示命令
- (iii) 代理人が書類の提出を行う場合は、商標権者が発行した認可書 (letter of authorisation) または委任状 (power of attorney)。
- (iv) 商標権侵害事件に関する取調べへの協力に合意する旨の、正式な署名入りの同意書

5. BOB 登録の仕組み

- 5.1 国内取引・協同組合・消費者省は、商標権者またはその代理人が提出した書類の精査・確認を行う。
- 5.2 国内取引・協同組合・消費者省が提出書類を認めた場合、登録商標および商標権者／代理人に関する情報が BOB データベースに入力される。
- 5.3 国内取引・協同組合・消費者省が提出書類を認めない場合、同省は当該商標の BOB データベースへの登録を拒絶する権利を有する。
- 5.4 商標権者またはその代理人は、登録商標の BOB データベースへの入力に先立ち、国内取引・協同組合・消費者省が要求する書類および情報を提出するものとする。

6. BOB に基づいて実施される商標権侵害の取り締まりの仕組み

- 6.1 国内取引・協同組合・消費者省は、BOB に登録された登録商標の商標権侵害に対する取締りを全国の支局を総動員して主体的に実施することができる。
- 6.2 商標権者／代理人が自ら提出した苦情に基づき措置がとられた場合、商標権者／代理人は当該措置の実施日から 7 日以内に押収品の確認を行い、確認実施日から 14 日以内に確認報告書を提出しなければならない。

- 6.3 国内取引・協同組合・消費者省が主体的に措置を講じた場合または、商標権者／代理人が提出した苦情に基づき措置がとられたのではない場合、商標権者／代理人は当該措置の実施日から 14 日以内に押収品の確認を行い、確認実施日から 14 日以内に確認報告書を提出しなければならない。
- 6.4 商標権者／代理人が規定の期間内に押収品の確認または確認報告書の提出を行わなかった場合、国内取引・協同組合・消費者省は次の措置を講じる権利を有する。
- (i) 規定の期間内に押収品の確認または確認報告書の提出を行わなかったことに関する催促状または理由呈示命令書の発行。
 - (ii) 主体的な措置であるか、商標権者による苦情に基づく措置であるかの別を問わず、いかなる措置も講じないこと。
 - (iii) 実施している措置の停止。
 - (iv) 国内取引・協同組合・消費者省が適切と考える方法による押収品の処分

2011 年 7 月 15 日

国内取引・協同組合・消費者省